

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年10月15日（火） 号外第 47 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（13）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（14）（住まいまちづくり課）・・・・ 6
	鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 （15）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部が改正され、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由並びに児童自立生活援助事業の指導員及び補助員及び小規模住居型児童養育事業の養育者及び補助者の欠格条項の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 里親資格喪失届出書の資格を喪失した事由欄から、里親本人が成年被後見人又は被保佐人になった場合を削る。
- (2) 児童自立生活援助事業開始届出書について、指導員又は補助員の精神の機能の障がいの有無の記載欄を設け、当該届出に際し、指導員又は補助員のうち精神の機能に障がいがあると申告した者がある場合には、医師の診断書を添付するものとする。
- (3) 小規模住居型児童養育事業開始届出書について、養育者又は補助者の精神の機能の障がいの有無の記載欄を設け、当該届出に際し、養育者又は補助者のうち精神の機能に障がいがあると申告した者がある場合には、医師の診断書を添付するものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特殊建築物の定期報告について定めた規定について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

かんがい排水事業において、基幹水利施設ストックマネジメント事業の受益者から徴収する分担金の額を見直す。

2 規則の概要

- (1) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区に係るものを除く。）に係る各年度の分担金の総額を、工事費の100分の12.5（現行 100分の15）に相当する額に引き下げる。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、令和元年度分の県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金から適用する。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>様式第20号（第13条の2 関係）</p> <p style="text-align: center;">里親資格喪失届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の43第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (印) 本人との関係 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式第20号（第13条の2 関係）</p> <p style="text-align: center;">里親資格喪失届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第36条の43第1項（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (印) 本人との関係 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 80%;"></th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">資格を喪失した事由</td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく </td> </tr> </table>	略		資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">略</th> <th style="width: 80%;"></th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">資格を喪失した事由</td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> <u>本人が成年被後見人又は被保佐人となった。</u> <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく </td> </tr> </table>	略		資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> <u>本人が成年被後見人又は被保佐人となった。</u> <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく
略									
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく								
略									
資格を喪失した事由	<input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> <u>本人が成年被後見人又は被保佐人となった。</u> <input type="checkbox"/> 本人又は同居人が次のいずれかに該当するに至った。 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく								

なるまでの者
 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

なるまでの者
 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

注

1 届出者については、以下のとおりとする。

(1) 里親本人が死亡したとき：相続人

(2) 略

2・3 略

注

1 届出者については、以下のとおりとする。

(1) 里親本人が死亡したとき：相続人

(2) 里親本人が成年被後見人又は被保佐人

なったとき：その後見人又は保佐人

(3) 略

2・3 略

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名

印

電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略
職員の定数及び職務の内容
指導員又は補助員の精神の機能の障がいの有無
略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

1～5 略

6 精神の機能の障がいにより指導員又は補助員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを示す医師の診断書（精神の機能の障がいのある指導員又は補助員に係るものに限る。）

様式第26号（第16条関係）

児童自立生活援助事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名

印

電話番号

児童自立生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略
職員の定数及び職務の内容
略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

1～5 略

様式第26号の2（第16条関係）

小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名 (印)

電話番号

小規模住居型児童養育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略	
職員の定数及び職務の内容	
養育者又は補助者の精神の機能の障がいの有無	
略	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

1～5 略

6 精神の機能の障がいにより養育者又は補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを示す医師の診断書（精神の機能の障がいのある養育者又は補助者に係るものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第26号の2（第16条関係）

小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出代表者 氏 名 (印)

電話番号

小規模住居型児童養育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

略	
職員の定数及び職務の内容	
略	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

1～5 略

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政令第16条第1項第3号<u>の建築物のうち、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館の用途に供するもの</u> 令和元年度及び同年度を始期として3年ごとの年度</p> <p>(2) 政令第16条第1項第1号及び第2号の建築物並びに同項第3号の建築物のうち百貨店、マーケット又は公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）<u>の用途に供するもの</u> 令和2年度及び同年度を始期として3年ごとの年度</p> <p>(3) 政令第16条第1項第3号及び第4号の建築物（前2号に掲げるものを除く。）平成30年度及び同年度を始期として3年ごとの年度</p> <p>2 略</p>	<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政令第16条第1項第3号<u>に掲げる建築物（下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等を除く。）</u> 令和元年度及び同年度を始期として3年ごとの年度</p> <p>(2) 政令第16条第1項第1号、第2号及び第5号（百貨店、マーケット及び公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）<u>に限る。</u>）<u>に掲げる建築物</u> 令和2年度及び同年度を始期として3年ごとの年度</p> <p>(3) 政令第16条第1項第3号、第4号及び第5号<u>に掲げる建築物</u>（前2号に掲げるものを除く。）平成30年度及び同年度を始期として3年ごとの年度</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
1 かんがい排水事業		1 かんがい排水事業	
（1）一般かんがい排水事業		（1）一般かんがい排水事業	
ア ため池又は排水施設に係る事業	工事費の100分の10に相当する額	ア ため池又は排水施設に係る事業	工事費の100分の10に相当する額
イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額	イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額
（2）水田営農活性化排水対策特別事業	工事費の100分の15に相当する額	（2）水田営農活性化排水対策特別事業	工事費の100分の15に相当する額
（3）基幹水利施設ストックマネジメント事業(大井手地区)	工事費の100分の5に相当する額	（3）基幹水利施設ストックマネジメント事業(大井手地区)	工事費の100分の5に相当する額
（4）基幹水利施設ストックマネジメント事業（（3）に掲げるものを除く。）	工事費の <u>100分の12.5</u> に相当する額	（4）基幹水利施設ストックマネジメント事業（（3）に掲げるものを除く。）	工事費の <u>100分の15</u> に相当する額
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、令和元年度分の県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金から適用する。